

【事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針】の年間指導計画書

各月1回の割りで以下の指導及び監督を行う。

- 4月 . . . 安全性の向上性を図るための装置を備える事業自動車の適切な運転方法
- 5月 . . . ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験の社内共有及び運転者の安全指導
- 6月 . . . 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 7月 . . . 交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- 8月 . . . 健康管理の重要性
- 9月 . . . 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- 10月 . . . 危険の予測及び回避
- 11月 . . . 事業用自動車を運転する場合の心構え
- 12月 . . . 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- 1月 . . . 事業用自動車の構造上の特性
- 2月 . . . 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- 3月 . . . 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

*指導教育時間 個別点呼時教育(7時から8時)

上記に合わせて 各交通安全運動の指導を行うものとする

交通安全週間 実施月 4月・7月・9月・12月

令和7年4月
朝日交通株式会社